

2011年9月6日制定
2012年3月15日改定

一般財団法人比較法研究センター 会計処理規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人比較法研究センター（以下、センターという）定款第7条の規定に基づき、本センターの収支の状況、財産の状態を明らかにし、真実明瞭な報告の提供と能率的運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、本センターの会計業務のすべてについて適用する。

(会計の原則)

第3条 本センターの会計は法令、定款及びこの規則の定めによるほか、公益法人会計基準に準拠して処理しなければならない。

第4条 [削除]

(会計年度)

第5条 本センターの会計年度は、定款に定める事業年度にしたいがい、毎年4月1日より3月31日とする。

第2章 勘定及び帳簿

(勘定科目)

第6条 本センターの一切の取引は、別に定める勘定科目により処理する。

(帳簿等)

第7条 会計帳簿は次のとおりとする。

(1) 主要簿

ア 会計伝票

イ 総勘定元帳

(2) 補助簿

2 主要簿及び補助簿の様式は別に定める。

(会計責任者)

第8条 会計責任者は理事長とする。

2 経理事務担当者は、会計責任者の命をうけて業務を行う。

(帳簿書類の保存)

第9条 帳簿、伝票、書類の保存期間は次のとおりとする。

(1) 予算決算書 永久

(2) 会計帳簿、伝票 10年

- (3) 証拠書類 10年
- (4) その他の会計書類 10年
- 2 前項の期間は、決算日の翌日から起算し、処分する場合は会計責任者の承認をうけて行うものとする。

第3章 予 算

(目的)

第10条 予算は、明確な事業計画に基づいて、資金との調整を図って編成し、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。

(予算の作成)

第11条 本センターの事業計画と予算は、毎事業年度開始前に作成し、理事会の承認を得て理事長が定める。

(予算の執行者)

第12条 予算の執行者は理事長とする。

(予備費の計上)

第13条 予測しがたい支出に充てるため、相当額の予備費を計上することができる。

(予算の流用)

第14条 予算の執行に当たり、理事長が特に必要と認めるときは、小科目相互間において資金を流用することができる。

(予備費の使用)

第15条 予備費を支出する必要がある時は、理事長の承認を得て行い、理事会に報告しなければならない。

(予算の補正)

第16条 予算の補正を必要とするときは、理事長は補正予算を作成して、理事会の承認を得なければならない。

第4章 出 納

(金銭の範囲)

第17条 この規則において、金銭とは、現金及び預貯金をいう。

2 現金とは、通貨の他、随時に通貨と引き換えることができる証書をいう。

3 手形及び有価証券は金銭に準じて扱う。

(出納責任者)

第18条 金銭の出納、保管に関しては、出納責任者を置くものとする。

2 出納責任者は、会計責任者が任命する。

(金銭出納)

第19条 金銭を収納したときは日々小口現金及び預金に預け入れる。

2 領収書は出納責任者が発行し、事前に発効する場合は会計責任者の承認を得て行う。

(預金及び公印管理)

第20条 預金の名義人は理事長とする。

- 2 出納に使用する印鑑は、会計責任者が保管し、押印するものとする。
- 3 金融機関との取引を開始し、又は廃止するときは、理事長の承認を受けなければならない。

(手許現金)

第21条 出納責任者は、日々の現金支払に充てるため、必要最小限の手許現金をおくことができる。

(残高照合)

第22条 出納責任者は、現金残高を毎日出納簿の残高と照合しなければならない。

- 2 預貯金については、月に1回通帳残高と帳簿残高を照合しなければならない。
- 3 前2項の場合において、差額のある時は、速やかに会計責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第5章 固定資産

(定義)

第23条 固定資産とは、耐用年数1年以上で、かつ取得価格10万円以上の有形固定資産及びその他の固定資産をいう。

(取得価額)

第24条 固定資産の取得価格は、次による。

- (1) 購入に係るものは、その購入価額及びその付帯費用
- (2) 贈与によるものは、その時の適正な評価額

(固定資産の管理)

第25条 固定資産は、台帳を備え、その保全状況及び異動について記録し、異動、毀損、滅失のあった場合は会計責任者に報告しなければならない。

第6章 物 品

(定義)

第26条 物品とは、取得価格10万円未満の有形固定資産をいう。

(物品の管理)

第27条 物品管理のための台帳を備え、その管理は第25条を準用する。

第7章 決 算

(重要な会計方針)

第28条 本センターの重要な会計方針は、次のとおりとする。

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法について
有価証券及び投資有価証券・・・移動平均法による原価基準を採用する。
- (2) 固定資産の減価償却について
減価償却資産・・・定率法による減価償却を実施する。
- (3) 引当金の計上基準について
退職給与引当金・・・期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上する。

(4) 消費税の会計処理について

消費税の会計処理については、税込処理によるものとする。

(5) 資金の範囲について

資金の範囲には、現金預金、未収金・未払金、前払金・前受金、立替金・預り金及び有価証券・短期借入金を含める。

(計算書類の作成)

第29条 本センターは、毎事業年度終了後、速やかに事業報告及び一般会計並びに特別会計に係る次の決算書類を作成し、理事会の承認を得る。

(1) 収支計算書(総括表)

(2) 正味財産増減計算書(総括表)

(3) 貸借対照表(総括表)

(4) 財産目録

(監査及び報告)

第30条 前条の決算書類は、監事の監査を受け、評議員会の承認を得なければならぬ。

2 前条の1号、2号の決算書類は、公益目的支出計画実施報告書に付して、監督官庁に提出する。

(改廃)

第31条 本規則を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

この規則は、平成23年9月1日から施行する。

医療と法ネットワーク 会 則

第1条 設置と名称

一般財団法人比較法センター（以下「センター」という）は、本会を設置し、本会は、「医療と法ネットワーク」と称する。

第2条 目的

本会は、医療関係者と法律関係者とによる「医療と法律の橋渡し」となる対話の場を提供し、医療判例を中心に医療に関する紛争事例を整理・分析してその情報を提供し、さらに、倫理、リスクマネジメント、コンプライアンス、知的財産等、「医療と法」に関連する諸問題について研究を行ってその結果を社会に還元することにより、安全かつ健全で質の高い医療活動の促進及び医療システムの構築に資し、「医療と法」さらには「医と法」の相互理解を促進し深めることを目的とする。

第3条 事業の内容

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究会及び講演会、セミナー等の開催
- (2) 医療判例研究等の成果物の定期的な提供
- (3) メールマガジン（会報）の配信・年報等の発行
- (4) 研究者、会員相互の交流及び協力の促進
- (5) 調査・研究事業
- (6) その他、目的を達成するために必要な事業

第4条 運営

本会の運営は、センターのもとに設置する「医療と法ネットワーク」運営委員会（以下「運営委員会」という）が、これを行なう。

第5条 会員

- 1 本会は、次に掲げる会員をもって構成する。
 - (1) 個人会員 本会の趣意に賛同して入会した個人
 - (2) 法人会員 本会の趣意に賛同して入会した法人
 - (3) 賛助会員 本会の趣意に賛同して入会した法人
- 2 会員になろうとする者は、別途定める入会の手続きに基づき、入会申込書を医療と法ネットワーク事務局に提出し、別に定める細則に従って会費等を納入しなければならない。

第6条 会員の権利

- 1 本会の会員は、医療関係者並びに法律関係者の対話の場である本会の活動に主体的に関与することができる。
- 2 本会の会員は、本会が作成ないし刊行する、医療判例研究等の成果物、メールマガジン（会報）・年報等の定期的な提供、その他刊行物の配布を受けるほか、本会が主催する研究会、講演会、セミナー等の事業に参加することができる。

第7条 会員の資格の喪失

会員は、以下に掲げる事項があったときはその資格を失う。

- (1) 本会の社会的評価を著しく汚す行為その他会員として著しく不適切な行為があり、運営委員会が会員として不適格であると認めたとき。
- (2) 会費を2年間滞納したとき。

第8条 会計

- 1 本会に係る活動は別に定める会費、寄付金及びその他研究会活動の中で得られた収入をもって運営し、その処理は、センターが独立して取り扱う本会の口座により管理することとする。
- 2 管理方法については、センター「会計処理規則」（後掲）に従って行う。
- 3 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。なお、初年度のみ、2010年9月27日～2011年3月31日とする。

第9条 事務局

本会の事務局は、下記に設置する。

一般財団法人比較法研究センター 「医療と法ネットワーク」事務局

京都市下京区中堂寺粟田町93 京都リサーチパーク4号館

Tel: 075-315-9922 Fax: 075-315-9930 Email: medical-legal@kclc.or.jp

URL: <http://www.kclc.or.jp/medical-legal/>

2010年11月19日制定

2012年2月27日改定